

耐震改修促進法による特定建築物

1. 特定建築物となる用途・規模要件等

特定建築物とは下表の用途や規模要件に該当する建築物のうち、現行の耐震基準に適合しないものをいう。（耐震改修促進法第6条）

用途	特定建築物の規模要件 (面積は床面積の合計)	指示対象となる 特定建築物の規模要件
幼稚園、保育所	階数2以上 かつ 500㎡以上	750㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上 かつ 1,000㎡以上	1,500㎡以上
前2号以外の学校	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
集会場、公会堂	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	
遊技場	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
事務所	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上 (一般公共の用に供されるもの)
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上 かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

- 「指示対象となる特定建築物」とは、特に必要なものとして耐震診断又は耐震改修が行われていない建築物をいう。（耐震改修促進法第7条第2項）

2. 特定建築物となる危険物貯蔵場・処理場

貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で、下表の種類ごとの数量以上のものは、特定建築物となる。（耐震改修促進法第6条2号）

危険物の種類	危険物の数量
火薬類	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
ヘ 導爆線又は導火線	500 k m
ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 t
チ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t
消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30 t
危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20m ³
マッチ	300マッチ t
可燃性のガス（圧縮ガス及び液化ガスを除く）	2万m ³
圧縮ガス	20万m ³
液化ガス	2,000 t
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20 t
毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200 t

3. 特定建築物となる道路閉塞させる住宅・建築物

特定建築物の要件のうち「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする」とは、下図による。（耐震改修促進法第6条3号）

- ・ 前面道路：沖縄県耐震改修促進計画に記載された「緊急輸送道路」（国道58号線外10路線・那覇市内）

